

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程

制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1313 号
最終改正 令和 7 年 3 月 27 日付け 6 年度発中畜第 6501 号

第1 趣 旨

この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号制定。以下「業務方法書」という。）第 25 条の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第 6 の 1 に掲げる事業ごと及び同第 6 の 3 に掲げる事業の補助金交付申請等に係る様式、交付等要綱第 6 の 1 の（2）の事業に係る補助方法等と取得した財産処分のご扱い並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の第 5 の 7 の（3）のアの（ア）及び（イ）の基金管理団体が定める貸付対象機械装置の貸付期間等について定めるものとする。

第2 実施手続きに関する様式

交付等要綱第 6 の 1 に掲げる事業ごと及び同第 6 の 3 に掲げる事業の補助金交付申請等に係る様式は、次のとおり別記 1 から 7 に定めるものとする。

- | | |
|--------|--------------------|
| 別記 1 | 施設整備事業 |
| 別記 2－1 | 機械導入事業 |
| 別記 2－2 | 機械導入事業（公募選定団体） |
| 別記 3 | 調査・実証・推進事業（実証支援事業） |
| 別記 4 | 生産基盤拡大加速化事業・肉用牛 |
| 別記 5 | 生産基盤拡大加速化事業・乳用牛 |
| 別記 6 | 優良繁殖雌牛更新加速化事業 |
| 別記 7 | ICT 化等機械装置等導入事業 |

第3 補助方法等の取扱い

業務方法書第 14 条に定める事業の実施のうち、実施要領別紙 2 の第 1 の 1 の事業に係る同要領別紙 2 の第 5 の 6 の補助方法等については、別記 2－1 別添 1 の規定に基づき、適正に行うこととする。

第4 財産処分についての取扱い

業務方法書第20条の5に定める財産処分手続のうち、実施要領別紙2の第1の1の事業により取得した財産の処分については、別記2-1 別添2の規定に基づき、実施要領別紙8の第1の2の事業により取得した財産の処分については、別記7 別添の規定に基づき、適正に行うこととする。

第5 基金管理団体が定める貸付期間等

(1) 実施要領別紙2の第5の7の(3)のアの(ア)の基金管理団体が別に定める貸付対象機械装置の貸付期間は、1年から法定耐用年数以内の期間で、借受者とリース事業者が合意した期間とする。

(2) また、実施要領別紙2の第5の7の(3)のアの(イ)の基金管理団体が別に定める貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、再リースにより引き続き効率的に利用するよう努めることとする。

附則

- 1 この規程の改正は、令和6年3月27日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程の改正は、令和7年3月27日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別記 7 ICT 化等機械装置等導入事業

別記 7 別添

ICT 化等機械装置等導入事業における「機械装置導入及び生産方式転換のための一体的な施設整備事業」により取得した財産の処分の取扱い

1 取得した財産の取扱いに対する考え方

(1) 機械装置の導入をリース方式により実施した場合

「畜産・酪農収益力強化総合対策事業のうち ICT 化等機械装置等導入事業においてリース方式で導入した機械装置の取扱いについて(令和 6 年 4 月 1 日付け農林水産省畜産局畜産振興課家畜改良推進班事務連絡)」に基づき次のとおり取り扱うものとする。

なお、下記の①、②の考え方に即していない事案については、別記様式第 1 号 財産処分承認申請書の提出に必要な書類を準備し、対応について相談すること。

① 当該事業においてリース方式で導入した機械装置は、間接補助事業者の財産とはならないため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号) 第 22 条(財産の処分の制限)に基づく農林水産大臣の承認には該当しない。

② 当該事業においてリース方式で導入した機械装置の補助金の返納額の算定は、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知、以下「財産処分等の承認基準に係る経理課長通知」という。)に準じて行うこととする。

なお、機械装置の導入と一体的に施設整備をリース方式で導入した場合は、この事務連絡に準じて取り扱うこととする。

(2) 機械装置の導入又は施設整備を購入方式により実施した場合

購入方式で導入した機械装置又は整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号) 第 22 条(財産の処分の制限)の対象財産であり、その返納額の算定は、財産処分等の承認基準に係る経理課長通知に基づいて行うこととするものとする。

2 事業を中止しようとする場合の財産処分に係る承認申請等

(1) 労働負担軽減経営体が、処分制限期間内に事業を中止し、財産処分をしようとするときは、応援会議は、財産処分承認申請書(別紙様式第 1 号)により、公益社団法人中央畜産会会長(以下「会長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 会長は、前項の承認をするときは、財産処分等の承認基準に係る経理課長通知別表 1 の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(3) 応援会議は、この中止承認に基づき、リース契約の解除、及び機械装置の処分を行うこととする。

- (4) 会長からの承認通知を受けた応援会議は、財産処分等の承認基準に係る経理課長通知別表1の「補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合」(目的外使用)の「国庫納付額」の欄により返納額を算出(残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。)し、「事業中止結果報告書(別紙様式第1号-2)」を会長に報告するものとする。
- (5) 会長は、前項の報告書について内容を確認し、畜産局長に報告するものとする。

3 災害被害財産等に係る承認申請等

- (1) 取組主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなときは、災害報告書(別紙様式第2号)により、会長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- (2) 会長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、畜産局長に報告を行い、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1に従った手続きを指示することができる。

※ 本事業では、経理課長通知別表1を使用することとし、本手続きでは特に掲載しない

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

(応援会議)

団体名

代表者の役職及び氏名

(労働負担軽減経営体)

所在地

氏名又は法人名称

(法人の場合、代表者名)

〇〇年度 ICT 化等機械装置等導入事業により取得した財産について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業別紙 8 の第 11 (補助金の返納) の (2)、及び整備等特別対策事業公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第 21 条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い 2 の (1) の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由 (事業の中止に至る具体的な原因・理由を記載して下さい。)

(2) 今後の利用方法 (処分区分)

((注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。)

2 処分の対象財産

(1) 労働負担軽減経営体名

(2) 導入方式: (リース方式、購入方式から該当するものを記載)

(3) 財産の名称、所在、型式、数量

補助対象機械装置名	所 在	形 式	数 量

(購入方式の場合は別添 8 - 別紙 1、リース方式の場合は別添 9 - 別紙 1 の「1 の補助

対象機械装置の概要」に記載している申請内容に応じて記載して下さい。)

- (4) 機械価格、補助金額
- (5) 借受日（購入の場合、導入又は納品）年月日
- (6) 耐用年数（処分制限期間）：○年
- (7) 経過年数：○年○ヶ月
- (8) 現状の写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

- (1) 事業完了報告書（別添 16）（添付資料も付けて下さい）
- (2) 実施状況報告書（別添 10）（添付資料も付けて下さい）

別紙様式第1号ー2（事業中止結果の報告様式例）

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

（応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度 ICT 化等機械装置等導入事業の中止に伴う結果について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇年度発中畜第〇〇〇〇号をもって〇〇年度 ICT 化等機械装置等導入事業に係る事業の中止について、補助対象機械装置の処分方法及び補助金相当額を下記のとおり報告します。

記

- 1 補所金返還の理由
（記入例：労働負担軽減経営体の事業中止に伴う補助金相当額を返還する。）
- 2 労働負担軽減経営体名 〇〇 〇〇
- 3 補助対象機械装置
 - （1）処分した機械装置の内容
 - ① 補助対象機械装置名：
 - ② 型式：
 - ③ 数量：
 - （2）処分方法
 - （4）返還補助金相当額 別紙のとおり
（別紙として、「返還に係る国庫補助金相当額の計算」を添付）

災 害 報 告 書

番 号
年 月 日公益社団法人中央畜産会
会長 殿

(畜産ICT応援会議名)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

〇〇年度ICT化等機械装置等導入事業により取得した間接補助対象機械装置が、災害等により被災し、間接補助目的に従った使用の継続が困難となったので、下記のとおり報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）により付された条件に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災機械装置等の概要

- (1) 労働負担軽減経営体名
- (2) 間接補助事業名及び実施年度
- (3) 導入方式：(リース方式、購入方式から該当するものを記載)
- (4) 財産の名称、所在、型式、数量

補助対象機械装置名	所 在	形 式	数 量

(購入方式の場合は別添8－別紙1、リース方式の場合は別添9－別紙1の「1の補助対象機械装置の概要」に記載している申請内容に応じて記載して下さい。)

- (5) 機械価格、補助金額

2 災害の概要

- (1) 被災の原因

年 月 日 (〇〇による被災)

(〇〇消防署等調べ 〇〇時〇〇分) 及び地方紙掲載情報

(2) 被災の程度

機械装置等の破損（機械装置の〇〇が〇〇）、被害見積価格

機械装置施設等の復旧が不可能と判断した理由（メーカーの修理不能証明書）等

(3) 被災機械装置の収支等

機械装置等の取壊し（処分等を行うため取外しのための人件費と）等の概算経費

処分に係る売却等収益の見込額

3 その他

(1) 罹災証明書（写し）

(2) 被災状況の写真

(3) 事業完了報告書

(4) 2の根拠書類